

## 飛島村介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給に係る 委任払い制度取扱要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、要介護被保険者等の経済的負担を軽減するため、居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給に関し、要介護被保険者等に支給される福祉用具購入費の受領を事業者へ委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- （2） 居宅介護福祉用具購入費 法第44条第1項に規定する特定福祉用具購入費をいう。
- （3） 介護予防福祉用具購入費 法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具購入費をいう。
- （4） 事業者 法第44条第1項及び法第56条第1項に規定する特定福祉用具の販売事業者をいう。

### （対象者）

第3条 受領委任払いの対象者は飛島村が行う介護保険の要介護被保険者等とする。ただし、法第66条の規定により支払方法が変更されている要介護被保険者等は、受領委任の対象外とする。

### （支給申請）

第4条 要介護被保険者等は、受領委任払いにより利用者負担額の支払に代えようとするときは、事業者に出しを行い、同意を得た上で、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）（様式第1号）に必要な書類を添付して村長へ申請するものとする。

### （支給の決定及び支払）

第5条 村長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、支給又は不支給の決定を要介護被保険者等へ通知するものとする。

2 村長は、前条の規定により支給を決定したときは、福祉用具購入費を事業者を支払うものとする。

(事業者の申出)

第6条 要介護被保険者等からの受領委任を受託する事業者は、村長に受領委任払い申出書(様式第2号)を提出するものとする。

2 村長は、前項の申出書を提出した事業者へ受領委任払いの取扱いをすることを認めたときは、当該事業者と確認書(様式第3号)を取り交わすものとする。

(事業者の責務)

第7条 前条の規定により確認書を取り交わした事業者は、要介護被保険者等から受領委任の申出を受けた場合、介護保険者証等により受諾の可否を確認するとともに、受諾する場合は誠実にこれを履行しなければならない。

2 事業者は、要介護被保険者等の福祉用具購入費のサービス提供に当たって、介護支援専門員と必要な連絡調整を行わなければならない。

(受領委任払いの取消し)

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、受領委任払いを取り消すことができる。

(1) 福祉用具購入費等の請求に不正があったとき。

(2) 受領委任できない要介護被保険者等からの申請であると判明したとき。

(3) 事業者が受領委任を誠実に履行できないと判断したとき。

(4) 村長からの指示に対して理由もなく従わず、当該事業の目的達成ができないと判断したとき。

(不正受給)

第9条 村長は、不正に福祉用具購入費等を受給したことを確認したときは、当該支給額の全額又は一部を事業者から返還させるものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。